

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																																	
大原法律公務員専門学校		平成7年3月27日		古賀正夫		〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目3番22号 (電話) 052-586-2570																																	
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																																	
学校法人名古屋大原学園		昭和57年9月28日		村松 紳年		〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目20番8号 (電話) 052-582-7733																																	
分野		認定課程名		認定学科名		専門士		高度専門士																															
文化・教養		文化教養専門課程		行政法律科		平成22年文部科学省告示第18号		—																															
学科の目的		本校は、教育基本法の精神に則り、学校教育法に従い、企業において必要とされる法律事務に関する専門能力を身につけた人材の育成を行うことを目的とする。																																					
認定年月日		平成27年2月17日																																					
修業年限		昼夜		講義		演習		実習		実験	実技																												
2年		昼間		2,160時間		1,848時間		594時間		150時間	0時間	0時間																											
生徒総定員		生徒実員		留学生数(生徒実員の内)		専任教員数		兼任教員数		総教員数																													
240人		213人		0人		10人		9人		19人																													
学期制度		■1学期:4月1日～8月31日 ■2学期:9月1日～12月31日 ■3学期:1月1日～3月31日				成績評価		■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 試験と課題の提出を斟酌																															
長期休み		■夏季:7月から8月の内5週間 ■冬季:12月から1月の内6週間 ■学年末:3月の内4週間				卒業・進級条件		所定の課程を修了し、試験等に合格した者について、平素の成績及び品行を斟酌して決定する																															
学修支援等		■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 個別面談、保護者面談、家庭訪問				課外活動		■課外活動の種類 野球部、サッカー部、バスケットボール部、テニス部、卓球部、園芸部、吹奏楽部 ■サークル活動: 無																															
就職等の状況※2		■主な就職先・業界等(平成29年度卒業生) 国家公務員、地方公務員、民間企業 ■就職指導内容 担当教職員、官公庁担当者等による定期的な業界説明を実施 <table border="1"> <tr> <td>■卒業生数</td> <td>97</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>■就職希望者数</td> <td>80</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>■就職者数</td> <td>80</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>■卒業生に占める就職者の割合</td> <td>82</td> <td>%</td> </tr> </table> ■その他 ・進学者数: 13人 (平成29年度卒業生に関する平成30年5月1日時点の情報) (平成29年度卒業生に関する平成30年5月1日時点の情報)				■卒業生数	97	人	■就職希望者数	80	人	■就職者数	80	人	■卒業生に占める就職者の割合	82	%	主な学修成果(資格・検定等)※3 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漢字検定3級</td> <td>③</td> <td>199人</td> <td>156人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄		資格・検定名	種	受験者数	合格者数	漢字検定3級	③	199人	156人												
■卒業生数	97	人																																					
■就職希望者数	80	人																																					
■就職者数	80	人																																					
■卒業生に占める就職者の割合	82	%																																					
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																																				
漢字検定3級	③	199人	156人																																				
中途退学の現状		■中途退学者 10名 ■中退率 5% 平成29年4月1日時点において、在学者 197名(平成29年4月1日入学者を含む) 平成30年3月31日時点において、在学者 206名(平成30年3月31日卒業生を含む) 2年制から1年制へ転籍2名、1年制から2年制へ転籍21名。よって、平成30年3月31日時点の在籍者206名。 ■中途退学の主な理由 (例)学校生活への不適合・経済的問題・進路変更等 公務員試験合格または経済的理由 ■中退防止・中退者支援のための取組 (例)カウンセリング・再入学・転科の実施等 担当教職員等による定期的な個別面談を実施・再入学、転科の実施																																					
経済的支援制度		■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ※有の場合、制度内容を記入 資格または経歴によって認定する奨学生制度・兄弟姉妹等特別奨学生制度 ■専門実践教育訓練給付: 非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																																					
第三者による学校評価		■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																																					

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除いたものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ①本校学生の主な就職先である地方公共団体や国の出先機関と関係のある法律関連分野等の企業・機関と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。
- ②教育課程の編成に際しては学内に「教育課程編成委員会」を設置し、企業等から選任した委員(外部委員)と本校専任職員(内部委員)によって業界最新情報を反映する。
- ③教育課程編成委員会において実践的視点で検討された提言を受け、校長は教育の質確保ならびにさらなる教育の質向上に向けてこの提案を活用する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

- ①「学校法人名古屋大原学園教育課程編成委員会規程」に基づき、校長が校内に教育課程編成委員会を設置する。
- ②教育課程編成委員会においては、業界における人材の専門性に関する動向、それに対応する授業科目とそれに伴う授業手法を検討し、課題点に関する改善案を検討する。
- ③委員長は改善案を取りまとめて提言を校長に報告する。
- ④校長は教育課程編成委員会による提言を受け、教務部長および就職サポート本部と協議して次年度以降の教育課程(授業科目、内容、手法など)の編成に反映させることができる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成30年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
中田 ちづこ	名古屋市議会	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	①
小池 豊	小池豊司法書士事務所 所長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	③
古賀 正夫	大原法律公務員専門学校 校長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	
豊田 守希	名古屋大原学園 就職サポート 部長	平成29年4月1日～平成31年3月31日(2年)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

毎年2回開催する。(6月、12月)

(開催日時)

第1回 平成29年6月29日 18:00～19:30

第2回 平成29年12月14日 18:00～19:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

平成29年度第1回教育課程編成委員会(平成29年6月29日実施)においては、学習面やボランティアなどで学生の自主性をさらに高める機会を増やして欲しいという意見があった。後期に反映できるものを実施。これまで以上に公務員の職業観を養成する必要が指摘されたため、裁判所見学、自衛隊見学、警察本部見学など幅広く外へ見学に行く機会を増やした。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- ①実習・演習等は、校内設備を利用する。
- ②企業等との連携による実習・演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の修得と、社会人としての意識改革を実現する。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

- ①法律一般の授業実施に関して、企業等と協定書または覚書等を締結し、校内通常授業への講師派遣、校内実習授業への講師派遣において連携している。
- ②公務員として業務を行う上で必要となってくる基礎的な法律知識(民法、行政関連法)に関する学習とともに、宅地建物取引士として実際の法律現場で働く空佐目氏に、実務の場での運用について教授していただく。

※以上として実際の法律実務に携うことは元来、大物の物の運用について教授していった。

③企業等から実習・演習の授業内容、手法に関して具体的な助言を仰ぎ、学生の知識・技術の修得状況に対して学修成果の評価をいただく。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
法学概論	具体的な事例を通して、法律や判例がどう対応しているのかを学ぶ。権利と義務の関係、法に関する基本的な見方や考え方を身につける	株式会社ウサミハウス

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

教職員研修取扱規則第3条に規定される「専攻分野における実務に関する研修等」及び「指導力の習得や向上のための研修等」が計画的に実施されている。求められる専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身に付けなければならない。そのために教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を招いた実践的な知識・指導スキル研修の環境を整えている。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

平成29年1月12日 「実務知識研修」 対象:行政法律科教員10名

民法に関する最新法令の知識について、小池豊司法書士事務所所長を講師として、研修会を開催し、当学科で指導している民法に直接的にかかわる内容であり、専門力の向上を図った。また、学内研修会において、当研修参加者より研修内容の共有を図った。

② 指導力の修得・向上のための研修等

平成29年1月12日 「指導力向上研修」 対象:行政法律科教員10名

民法に関する法律用語について、小池豊司法書士事務所所長を講師として、研修会を開催し、法律用語をわかりやすく説明する講義展開、授業進行方法の確認をし、指導力の向上を図った。また、学内研修会において、当研修参加者より研修内容の共有を図った。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

平成30年12月12日 「実務知識研修」 対象:行政法律科教員10名

民法に関する最新法令の知識について、小池豊司法書士事務所所長を講師として、研修会を開催する予定である。当学科で指導している民法に直接的にかかわる内容であり、最近の重要な法令改正や判例・法令実務について学ぶ予定である。

② 指導力の修得・向上のための研修等

平成31年1月11日 「指導力向上研修」 対象:行政法律科教員10名

民法に関する法律用語について、小池豊司法書士事務所所長を講師として、研修会を開催し、最近の重要な法令改正をわかりやすく説明する講義展開など、指導力の向上を図る予定である。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員会を設置して下記に示す評価項目から評価する。評価結果については、校長を通じて即座に次年度の学校運営に反映させる。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	① 学校の理念・目的・育成人材像は定められているか (専門分野の特性が明確になっているか) ② 学校における職業教育の特色は明確になっているか ③ 社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか ④ 学校の理念・目的・育成人材・特色・将来構想などが学生・保護者等に周知されているか ⑤ 各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか
(2) 学校運営	① 目的等に沿った運営方針が策定されているか ② 運営方針に沿った事業計画が策定されているか ③ 運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか ④ 人事、給与に関する規程等は整備されているか ⑤ 教務、財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか ⑥ 業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか ⑦ 教育活動等に関する情報公開が適切になされているか ⑧ 情報システム化等による業務の効率化が図られているか

(3) 教育活動	<p>①教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか</p> <p>②教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか</p> <p>③学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか</p> <p>④キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか</p> <p>⑤関連分野の企業・関連施設等や業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか</p> <p>⑥関連分野における実践的な職業教育(産学連携によるインターンシップ、実技・実習等)が体系的に位置づけられているか</p> <p>⑦授業評価の実施・評価体制はあるか</p> <p>⑧職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか</p> <p>⑨成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか</p> <p>⑩資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか</p> <p>⑪人材育成目標の達成に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか</p> <p>⑫関連分野における業界等との連携において優れた教員(本務・兼務含む)を確保するなどマネジメントが行われているか</p> <p>⑬関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研究や教員の指導力育成など資質向上のための取り組みが行われているか</p> <p>⑭職員の能力開発のための研修等が行われているか</p>
(4) 学修成果	<p>①就職率の向上が図られているか</p> <p>②資格取得率の向上が図られているか</p> <p>③退学率の低減が図られているか</p> <p>④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか</p> <p>⑤卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用しているか</p>
(5) 学生支援	<p>①進路・就職に関する支援体制は整備されているか</p> <p>②学生相談に関する体制は整備されているか</p> <p>③学生に対する経済的な支援体制は整備されているか</p> <p>④学生の健康管理を担う組織体制はあるか</p> <p>⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか</p> <p>⑥学生の生活環境への支援は行われているか</p> <p>⑦保護者と適切に連携しているか</p> <p>⑧卒業生への支援体制はあるか</p> <p>⑨社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか</p> <p>⑩高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取り組みが行われているか</p>
(6) 教育環境	<p>①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか</p> <p>②学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか</p> <p>③防災に対する体制は整備されているか</p>
(7) 学生の受入れ募集	<p>①学生募集活動は、適正に行われているか</p> <p>②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか</p> <p>③学納金は妥当なものとなっているか</p>
(8) 財務	<p>①中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか</p> <p>②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか</p> <p>③財務について会計監査が適切に行われているか</p> <p>④財務情報公開の体制整備はできているか</p>
(9) 法令等の遵守	<p>①法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか</p> <p>②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか</p> <p>③自己評価の実施と問題点の改善を行っているか</p> <p>④自己評価結果を公開しているか</p>

(10)社会貢献・地域貢献	①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか ②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか ③地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等を含む)の受託等を積極的に実施しているか
(11)国際交流	①留学生の受入れ・派遣について戦略を持って行っているか ②留学生の受入れ・派遣、在籍管理等において適切な手続き等がとられているか ③留学生の学修・生活指導等について学内に適切な体制が整備されているか ④学習成果が国内外で評価される取組を行っているか

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

平成29年度学校関係者評価委員会においては、自治体主催のワークショップ・講師派遣などの研修へ積極的に参加も求められた。課外のカリキュラムに組み込むことになった。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成29年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
磯井隆之	やまねこ総合保険事務所	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	企業等委員
宇佐見栄二	株式会社ウサミハウス 代表取締役社長	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	卒業生
片桐慎治	岩倉市役所 税務課	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・公表時期6月

URL:<http://www.ohara.ac.jp/info/syokugyoiissen.html>

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのために学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。

また企業等との連携による教育活動改善を活発にし、専修学校に対する社会的信頼を高めること。さらに情報公開を通して学校教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	教育目標、特色、校長名、所在地および連絡先、沿革、学生数
(2)各学科等の教育	教育目標、取得目標資格、合格実績、就職状況、進級の要件、卒業の
(3)教職員	教職員数
(4)キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育、就職支援等
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事、課外活動(ボランティア)
(6)学生の生活支援	生活支援、資格取得
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金、就学支援(奨学生制度など)
(8)学校の財務	学園財務状況公開
(9)学校評価	学校関係者評価公開
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

URL:<http://www.ohara.ac.jp/info/syokugyojissen.html>

授業科目等の概要

(文化教養専門課程行政法律科) 平成29年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当 年次・ 学期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
○			法律概論	具体的な事例を通して、法律や判例がどう対応しているかを学ぶ。権利と義務の関係、法に関する基本的な見方や考え方を身につける。	2通	72		○	△		○			○	○
○			憲法	憲法基礎の学習を踏まえ、重要判例の解釈、争点等、具体的な思考力を鍛えることを狙いとする。	2通	72		○	△		○		○		
○			民法	民法基礎の学習を踏まえ、重要判例の解釈、争点等、具体的な思考力を鍛えることを狙いとする。	2通	144		○	△		○		○		
	○		行政作用法	市町村が実施する行政活動の基礎理解を目的とする。「高齢者福祉」「街づくり」をテーマにして行政活動の企画力を養う。	2通	72		○	△		○		○		
	○		行政救済法	損失補償や国家賠償の基礎理解を目的とする。公共事業に伴う土地収用の補償や警察官の違法行為に対する賠償について理解を深める。	2通	72		○	△		○		○		
	○		行政組織法	内閣法や国家行政組織法の基礎理解を目的とする。国の行政組織及び作用を条文により学習する。	2通	72		○	△		○		○		
	○		地方自治法	地方自治法の基礎理解を目的とする。都道府県や市町村の組織及び作用を条文により学習する。	2通	72		○	△		○		○		
	○		刑法	刑法の基礎理解を目的とする。罪刑法定主義や、犯罪と刑罰の種類について条文、判例により学習する。	2通	72		○	△		○		○		
	○		労働法	労働法の基本理解を目的とする。勤労の権利や労働基本権を条文、判例により学習する。	2通	72		○	△		○		○		
	○		税法一般	国民生活と税との関係、税が果たす役割を様々なケースに応じて学習する。	2通	72		○	△		○		○		
○			人文科学	日本史、世界史、地理、思想等について幅広い教養を培い、社会問題を分析する視点を整える。	1 2通	216		○	△		○		○		
○			社会科学	政治、経済、社会分野の基本知識を学習し、変化する社会問題を考える基礎的な視点を培う。	1 2通	216		○	△		○		○		
○			自然科学	生物、化学、地学等の基本的知識を学習し、自然や人間を理解する視野を広げること狙いとする。	1 2通	216		○	△		○		○		
	○		簿記	経済活動の記録、計算、整理を通して経理業務の基本を学習する。	2通	72		○	△		○		○		

○	○	○	商法	商法総則と商法に関連する商行為について基礎的な知識を学習する。	1 2 通	144		○	△	○	○						
○	○	○	実務文書	社会人に求められる文章力・表現力をトレーニングする。	2 通	72		○		△	○	○					
○	○	○	ビジネス実習	社会人に求められるビジネスマナーを身につけることを目的とする。就職活動で必要とされる立ち居振る舞いを中心にトレーニングを行う	1 2 通	144		△		○	○	○					
○	○	○	一般常識・倫理	ビジネス実務の基本とコンプライアンスの基礎を学習する。	1 2 通	72		○	△		○	△	○				
○	○	○	基礎体育	体力の維持方法・筋力バランス体幹の知識を学び実践する	1 2 通	144		○	△		○	△	○				
○	○	○	数的処理	判断力、推理力を高めるための合理的思考力・計算力をたかめ正確なデータ整理と分析枠組みを習得する。	1 2 通	216		○	△		○		○				
○	○	○	文章理解	短時間に正確に内容を把握するための力を養うとともに、抽象的な用語や熟語の理解を深める。	1 2 通	144		○	△		○		○				
合計			21 科目			2,376単位時間											

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
所定の課程を修了し、試験等に合格した者について、平素の成績及び性行を斟酌して決定する		1学年の学期区分	3期
		1学期の授業期間	17週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。